

三井住友プライマリー指数連動年金

(円建／外貨建)

通貨選択生存保障重視型個人年金保険(指数連動型)

特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づく、
契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。

ご契約前に必ず十分にお読みください

「契約締結前交付書面」は、ご契約の申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1

この保険のしくみについては以下のとおりです。

この保険は、参照指数の上昇を年金原資に反映する、米ドル建てまたは円建ての一時払いの生命保険商品です。

- 契約にあたっては、契約通貨（米ドルまたは円）、契約通貨に応じて選択できる年金原資保証率（100％または110％）および死亡保障率（70％または90％）をご選択いただきます。
- 将来の年金原資は、基本年金原資と指数連動年金原資の合計となります。
基本年金原資：基本保険金額に年金原資保証率を乗じた額（契約時に確定します）
指数連動年金原資：基本保険金額×基準日以後の参照指数の最大上昇率×連動率により算出した額（年金支払開始日に確定します）
- 据置期間中に被保険者が死亡された場合は、基本保険金額に死亡保障率（70％または90％）を乗じた額を死亡保険金としてお支払いします。また、不慮の事故や特定感染症で死亡された場合には、死亡保険金額に災害死亡保険金額を加えた額をお支払いします。（お支払いする保険金の合計は、一時払保険料と同額となります。）
- 据置期間満了時には、年金の受取り、年金原資の一括での受取り、年金支払開始日の繰下げまたは終身保障へ移行することができます。

- ・ 死亡保険金および解約払戻金は、基本保険金額に死亡保障率（70％または90％）を乗じた額となるため、一時払保険料を下回ります。
- ・ この保険は、死亡保険金および解約払戻金が一時的に保険料を下回るため、死亡保険金としてご家族等に資産をのこす目的や急に資金が必要となった場合に解約払戻金を充てる等の目的に適していません。
- ・ ご加入にあたっては、次のいずれかを満たす必要があります。
 - ◇ 一時払保険料のほか、「1,000万円以上の金融資産を持っていること」、または「一時払保険料の2倍以上の金融資産を持っていること」。
 - ◇ 上記に準じ、一時払保険料のほか据置期間中の生活資金を確保するための収入や金融資産が確保されており、一時払保険料は据置期間中に用途が見込まれない余裕資金であること。
- ・ 年金原資保証率は、据置期間満了時における保証率となり、据置期間中は保証されません。
- ・ 指数連動年金原資は、年金支払開始日に確定するため、据置期間中に死亡された場合や解約された場合、お受取りいただくことができません。

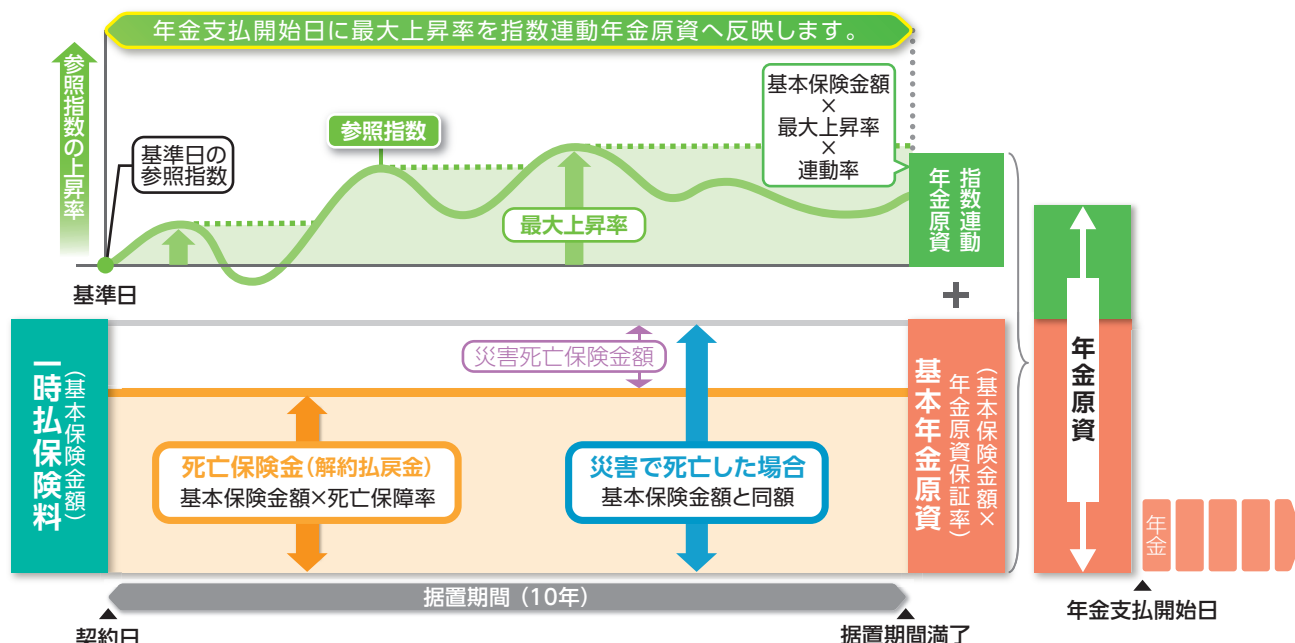


『三井住友プライマリー指数連動年金（円建／外貨建）』の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険（指数連動型）（指数連動の型：I型）です。

この保険は、契約通貨が外貨の場合、為替相場の変動により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.12の「2.為替リスクについては以下のとおりです。」をご参照ください。

【イメージ図 死亡保障率70%、年金原資保証率100%の場合】



※ 上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

2

指数連動年金原資については以下のとおりです。

- 指数連動年金原資は、次のとおり計算されます。

$$\text{指数連動年金原資} = \text{基本保険金額} \times \text{最大上昇率} < * 1 > \times \text{連動率} < * 2 >$$

$$\text{上昇率} = \frac{\text{各日の参照指数の値} - \text{基準日} < * 3 > \text{の参照指数の値}}{\text{基準日} < * 3 > \text{の参照指数の値}} \times 100\%$$

※ 上昇率の計算では、0.01%未満を切り捨て、0未満の場合は、0となります。

< * 1 > 基準日以後における各日の上昇率のうち最も大きい値

< * 2 > 契約日の積立利率に応じて、契約通貨、死亡保障率、年金原資保証率、被保険者の性別・年齢等によって設定される率（据置期間中に変更されることはありません）

< * 3 > 保険契約の申込日から起算して8日目の日と三井住友海上プライマリー生命がその申込を承諾した日のいずれか遅い日の翌日



- ・ 指数連動年金原資は年金支払開始日に確定し、年金原資の一部に充当されるため、据置期間中の死亡保険金や解約払戻金のお支払いには加算されません。
- ・ 基準日以後の参照指数が、基準日の値を一度も上回らなかった場合は、年金原資は基本年金原資と同額となります。（基本保険金額に対して100%または110%）

- 指数連動年金原資の算出に用いる参照指数は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

契約通貨	米ドル	円
参照指数	マルチアセット戦略指数 P（米ドル）	マルチアセット戦略指数 P（日本円）

- 指数の内容について

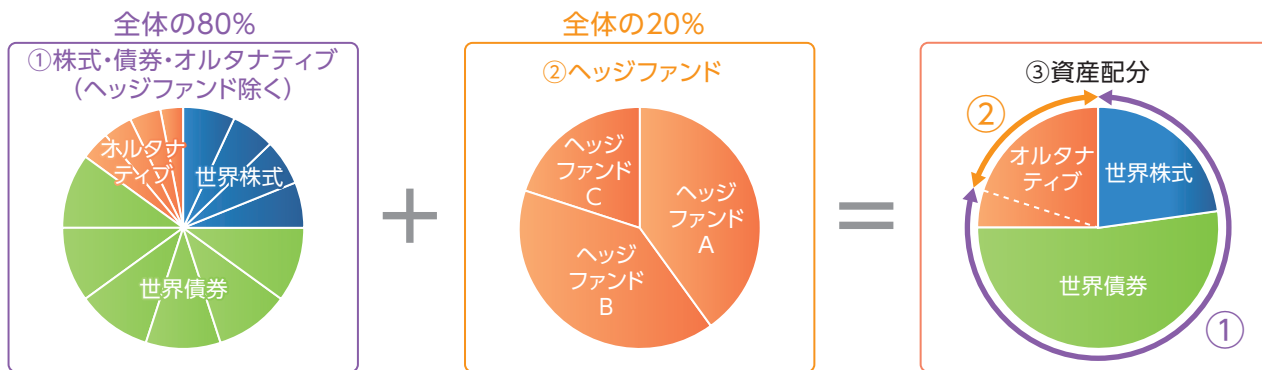
参照指数は、世界株式・世界債券・不動産・商品・ヘッジファンド等の幅広い資産種類を投資対象とし、以下に概要を示す所定のルールに基づき、資産配分の見直しおよびリスク・コントロールが行われる投資戦略の運用成果を示す指数です。

- ① まず、投資対象資産のうち、株式、債券、不動産やコモディティなど、合計14の資産について、リスク調整などの工夫を加えた上、日々自動的に資産配分を決定します。すなわち、最適化アルゴリズムを用いて、最大配分比率その他制約条件の下に、リターンが最大になるようなこれらの資産間の配分比率を計算し、さらに、一定の目標価格変動リスクの実現を目指し、これらの資産にかかる全体的なエクスポージャーを調整します。
- ② 次に、投資対象資産のうち、特定のヘッジファンドの運用戦略を参照する3つの参照ファンドについて、価格変動リスクが均等配分となるように各参照ファンド間の資産配分を自動的に決定します。
- ③ 上記でそれぞれ各構成要素について配分が決定された①および②の資産を一定の比率で組合せ、自動的にリバランスを行い、投資対象資産のバスケットを組成します。
- ④ 過去のパフォーマンスをもとに、価格変動リスクおよび相場の方向性を計測し、当該投資対象資産バスケットのポジション量を日々自動的に増減させます。

※ なお、参照指数はアクティブ運用型ではなく、設定されたパラメーターの範囲内で運営され、指数スポンサーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルは、限られた場合を除き、通常、参照指数の運営に関していかなる裁量も行使せず、また参照指数に関していかなる受託者責任も有していません。

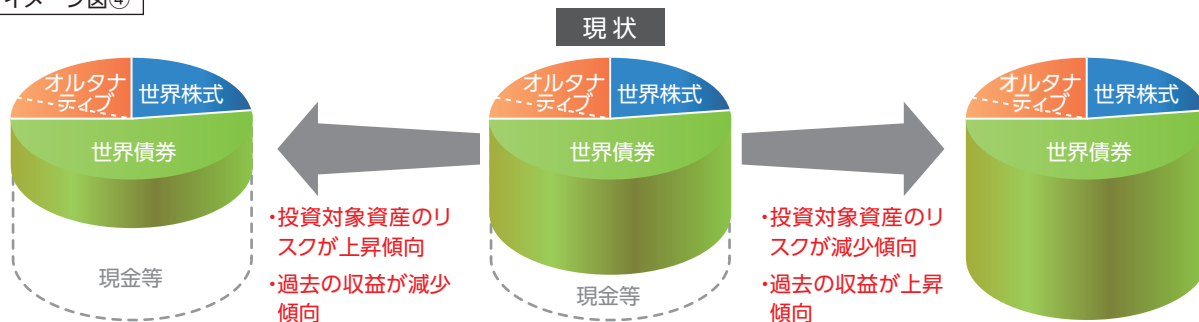
※ 参照指数についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

イメージ図①～③



※ 上記①および②の資産を、80%対20%の比率で組合せます。

イメージ図④



この保険は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルまたはそのいかなる関連会社（総称して以下「ゴールドマン・サックス」）からも、スポンサー、承認、販売、保証、引受、販売促進されていません。ゴールドマン・サックスは、この保険についていかなる表明または保証も行いません。



ご注意

参照指数が消滅する等の理由によって、三井住友海上プライマリー生命は参照指数を変更することがあります。この場合、参照指数を変更する日の1か月以上前に契約者に新たな参照指数の内容と変更日を通知します。

3 積立利率については以下のとおりです。

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、**申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。**この積立利率は、契約通貨に応じて異なります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、据置期間中に変更されることはありません。
- 据置期間中に適用される積立利率は、契約通貨に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.11の「1.この保険に係る費用は以下のとおりです。」をご確認ください。
- 適用される積立利率は、連動率を算出するための利率となり、年金支払開始日における年金原資の額の、一時払保険料に対しての実質的な利回り（年複利）とは異なります。

4 年金については以下のとおりです。

1. 受取方法について

年金の受取り方法は以下のとおりです。なお、外貨建契約の場合、年金支払開始日の前日に支払通貨を円に変更することができます。

● 確定年金【年金支払期間:5年、10年、15年、20年】

- ・ 年金支払期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金＜＊１＞としてお受取りいただけます。
- ・ 将来の年金でのお受取りにかえて、年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価に相当する金額を一括でお受取りいただくことができます。

＜＊１＞ 死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただけます。

● 年金総額保証付終身年金

- ・ 被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただけます。被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただけます。
- ・ 将来の年金でのお受取りにかえて、受取保証部分の残存部分に対応する年金の現価に相当する金額を一括でお受取りいただくことができます。＜＊２＞

＜＊２＞ 受取保証部分の最後の年金のお支払い後に被保険者が生存している場合、年金を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受取りいただくことはできません。

● 年金原資の一括でのお受取り

年金でのお受取りにかえて、年金原資を一括でお受取りいただくことができます。

※ 年金額が10万円（米ドルの場合、1,000米ドル）に満たない場合は、年金によるお受取りにかえて一括でのお受取りとなります。

※ 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受取りいただけます。（契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。）



- ・ 将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の受取中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

2. 年金支払開始日の繰下げについて

年金支払開始年齢が90歳になるまで、1年きざみで年金支払開始日を繰下げることにより、運用を継続することができます。その際、契約通貨を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。



繰下げ時に適用される利率は、契約通貨等により異なります。

3. 終身保障への移行について

終身移行特約を付加し、移行日（年金支払開始日）に契約通貨建ての終身保障に移行することができます。移行する際、他の契約通貨に変更することも可能です。

終身保障への移行後、年金移行特約（定額保険用）を付加することで、解約払戻金を原資とした年金に移行することができます。

5 保障の内容については以下のとおりです。

- 年金支払開始日前の死亡保障は以下のとおりです。
- 災害により死亡された場合は、死亡保険金と災害死亡保険金を合わせてお支払いします。そのため、お支払いする金額は、基本保険金額と同額となります。

	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合	【死亡保障率70%】 基本保険金額×70% 【死亡保障率90%】 基本保険金額×90%	死亡保険金受取人
災害死亡保険金	年金支払開始日前に被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合 ① 被保険者が責任開始日以後に発生した所定の不慮の事故＜＊＞を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ② 被保険者が責任開始日以後に発病した所定の特定感染症＜＊＞を直接の原因として死亡されたとき	【死亡保障率70%】 基本保険金額×30% 【死亡保障率90%】 基本保険金額×10%	

＜＊＞「不慮の事故」および「特定感染症」については、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



- ・ 免責事由に該当するときには、死亡保険金および災害死亡保険金のお支払いができません。免責事由について詳しくは、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- ・ 死亡保険金は基本保険金額に死亡保障率を乗じた金額となるため、一時払保険料を下回ります。
- ・ 指数連動年金原資は、年金支払開始日に確定するため、据置期間中に死亡された場合、お受取りいただくことができません。

6

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7

主契約に付加できる主な特約については以下のとおりです。

● **円入金特約**

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● **円支払特約**

外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● **遺族年金支払特約**

被保険者が死亡された場合に、保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● **終身移行特約**

年金支払開始日を終身移行特約の付加日とし、その日を終身保障への移行日として、年金原資の額を終身保障移行額として終身保障へ移行します。この特約は、年金支払開始日前にお送りする年金支払請求に関するご案内にてお申出いただくことができます。

● **年金移行特約（定額保険用）**

終身移行特約を付加し、終身保障への移行後に付加することができます。ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● **指定代理請求特約**

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

ご契約のお取扱いについては以下のとおりです。

契約通貨		米ドル	円
一時払保険料	最低	1万ドル(1ドル単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、100万円となります。	100万円(1万円単位)
	最高	10億円 (契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)	
死亡保障率		70%・90% (ご契約時にご選択いただけます)	
年金原資保証率		100%・110% (ご契約時にご選択いただけます)	100%
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		50歳～74歳 (契約者と被保険者が同一の契約のみ取扱います)	
据置期間		10年	
年金種類・年金支払期間		確定年金:5・10・15・20年 年金総額保証付終身年金:終身	
年金支払開始年齢		60歳～90歳	
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者		契約者と被保険者が同一の契約のみ取扱います	
年金受取人		契約者(被保険者)	
後継年金受取人		被保険者の配偶者または年金受取人の3親等以内の親族	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族(9人まで指定可能)	
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
契約者貸付制度		お取扱いいたしません	
増額		お取扱いいたしません	
一部解約		お取扱いいたしません	

※ 通貨・金利環境等により、お取扱い範囲を変更する場合があります。

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

※ ご契約者が法人となる契約のお取扱いはできません。

一時払保険料等、具体的なご契約の内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。

9 解約払戻金については以下のとおりです。

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 据置期間中の解約払戻金額は、死亡保障率に応じて次の金額となります。

死亡保障率70%	基本保険金額×70%
死亡保障率90%	基本保険金額×90%

- 繰下げ期間中の解約払戻金額は、積立金額＜＊1＞となります。この金額は契約通貨建てで一時払保険料を下回しません。
＜＊1＞ 年金支払開始日における年金原資に三井住友海上プライマリー生命が別途定める利率を適用し、計算する金額のことをいいます。
- 終身保障への移行後の解約払戻金額は、責任準備金額＜＊2＞となります。この金額は契約通貨建てで一時払保険料を下回しません。
＜＊2＞ 終身保障移行額に基づき、移行日からの経過年月数により計算します。

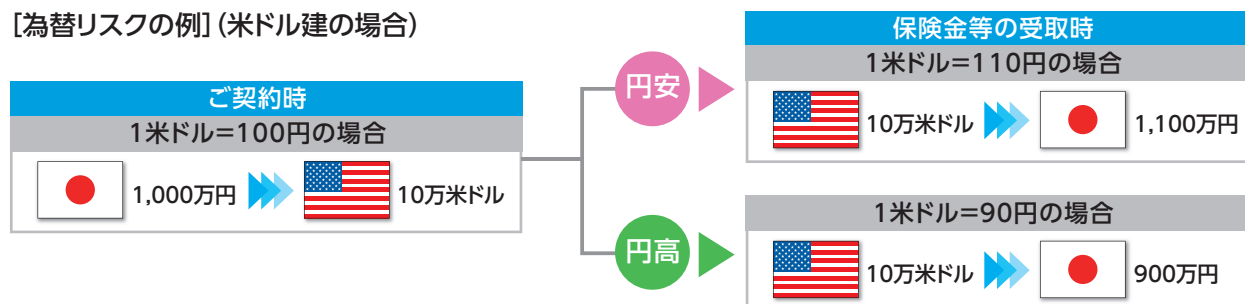


- ・ 据置期間中の解約払戻金額は、基本保険金額に死亡保障率を乗じた金額となるため、一時払保険料を下回ります。
- ・ 指数連動年金原資は、年金支払開始日に確定するため、据置期間中に解約された場合、お受取りいただくことができません。

10 この保険には為替リスクがあります。

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。外貨建契約の場合、契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

〔為替リスクの例〕（米ドル建の場合）



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.12「2. 為替リスクについては以下のとおりです。」をご参照ください。

11 お客さまにご負担いただく諸費用があります。

諸費用については、「注意喚起情報」P.11の「1. この保険に係る費用は以下のとおりです。」をご参照ください。

12 金銭の授受については以下のとおりです。

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起 情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



1. この保険に係る費用は以下のとおりです。

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 据置期間中にご負担いただく費用

- ・ 据置期間に適用される積立利率は、契約通貨に応じた指標金利の－1.0％～＋1.5％の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨によって異なります。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

- ・ 参照指数の計算にあたり、戦略控除率（指数値に対し年率1.0％）および複製コスト（投資対象資産に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。

※ 法令、規制の変更その他の理由によりこれらの控除率等の水準は変更されることがあります。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を円で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

● 年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中も含みます。)

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用 ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1% < * >	年金支払日に 責任準備金 から控除

< * > 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。



2. 為替リスクについては以下のとおりです。

● 為替リスクについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合において、一時払保険料を円でお払込みいただく場合や、死亡保険金、災害死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)を円でお受取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を円に換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

契約者、被保険者、保険金・年金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

お申込みの撤回または契約の解除をすることができます。(クーリング・オフ制度)

この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、三井住友海上プライマリー生命へ書面またはメールによるお申出＜＊1＞により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。（募集代理店では受付できません。）

＜＊1＞ メールによるお申出は、2022年4月からの取扱いとなります。

【書面】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

次の記入・入力事項をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

【メール】

メールによるお申込みの撤回等は、メールの発信時（送信時）に効力が生じます。

お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) からとなります。

＜お手続き方法＞

三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

記入・入力事項	記入・入力例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由 (任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤野村證券
⑥一時払保険料の金額	⑥60,000USドル
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号 (日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者 (申込者) フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者 (申込者) 氏名 (自署)	⑫保険 太郎

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお支払いいただいた通貨での金額を全額返還いたします。

	保険料払込時の通貨	クーリング・オフに伴い返金する通貨
円入金特約を付加した＜＊2＞場合	円	円
円入金特約を付加しなかった場合	外貨	外貨

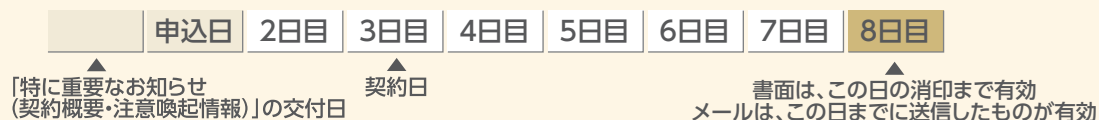
＜＊2＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等は、ご契約の申込日と「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば可能です。

【クーリング・オフ制度】



クーリング・オフ制度について詳しくは、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨（外貨）に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨（外貨）で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

5

責任開始期・生命保険募集人の権限は次のとおりです。

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。なお、お客さまからのお申込みに対して、三井住友海上プライマリー生命が承諾の判断を行うにあたり、日数を要する場合がございます。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6

以下のような場合、保険金等をお支払いできないことがあります。

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者、保険金等の受取人、被保険者の故意または重大な過失により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7

解約払戻金は払込まれた保険料を下回ります。

解約払戻金額は、基本保険金額に死亡保障率を乗じたものとなります。そのため、一時払保険料を下回ります。

詳細については、「契約概要」P.9の「9.解約払戻金については以下のとおりです。」をご参照ください。

8

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820 ホームページアドレス: <https://www.seihohogo.jp/>) までお問い合わせください。

9 この保険には為替リスクがあります。

契約通貨が外貨の場合の為替リスクについては、P.12の「2. 為替リスクについては以下のとおりです。」をご参照ください。

10 現在ご契約の保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがあります。(該当の場合のみご確認ください。)

- ・ 多くの場合、解約払戻金は払込まれた保険料より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。
- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 被保険者のご年齢によっては、新たなご契約へのお申込みができない場合があります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

11

特に、現在ご契約の変額および外貨建の保険を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、以下の事項にご留意ください。(該当の場合のみご確認ください。)

- ・ 現在のご契約が、変額個人年金保険等の解約払戻金が特別勘定資産の運用実績により変動(増減)する保険契約である場合には、解約払戻金が払込保険料を下回る可能性があります。(解約払戻金には最低保証はありません。) また、解約控除が適用される場合、解約控除額を解約日(一部解約日)の積立金額から控除した金額が解約払戻金額となるため、払込保険料を下回る可能性があります。
- ・ 現在のご契約が外貨建保険契約の場合、解約払戻金を契約通貨以外に換算した額が、為替相場の変動により、一時払保険料をご契約時の為替レートで同通貨に換算した額より下回る可能性があります。また、解約においては、解約日における保障基準価格を基準に、契約時と解約時の市場金利の変動状況を反映させて計算し、さらに所定の解約控除が適用される場合があるため、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・ 現在のご契約において死亡保険金額が基本保険金額(払込保険料相当額)を上回っている場合(最低死亡保障金額を含みます)でも、新たなご契約における保障額が下がる場合があります。また、現在のご契約を一部解約した場合は、基本保険金額・最低死亡保障金額は減額される場合があります。
- ・ 新たなご契約においては、解約控除が契約日を起算日として新たに設定される等、不利益となる場合があります。
- ・ 新たなご契約においては、解約・一部解約されるご契約と商品内容等が異なる場合があります。

12

次の事項にご注意ください。

■ 三井住友海上プライマリー生命の組織形態について

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、三井住友海上プライマリー生命は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

■ この保険は生命保険商品です。

この保険は、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

■ 個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済でなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によってはご契約のお引受けができない場合があります。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ 被保険者が入院中または特別養護老人ホームに入所中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 据置期間の死亡保障と解約払戻金について

据置期間中の死亡保険金と解約払戻金は基本保険金額に対して死亡保障率(70%または90%)を乗じた金額となるため、一時払保険料を下回ります。

ご契約に際しては、こうした商品のしくみをご理解の上、死亡保障率をご選択ください。

13 保険会社の商号と住所等については以下のとおりです。

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

14 税金のお取り扱いについては次のとおりです。

契約通貨が外貨の場合、この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

※ 確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場 (TTS)、解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場 (TTB) となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜＊１＞」の対象となります。

＜＊１＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20％源泉分離課税	
年金総額保証付終身年金	所得税（一時所得）＋住民税	

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

一括受取時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、贈与税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊２＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） ＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊２＞ 「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金	所得税(一時所得) + 住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税<*3>
	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税

<*3> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

● ご参考

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除額の50万円を超える部分については、その1/2の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象金額 = $\{ \text{収入(受取金額)} - \text{必要経費(一時払保険料)} \} - \text{特別控除額(50万円)} \times 1/2$

年金受取時の雑所得について

雑所得の場合、下記の方法で計算された金額が、他の所得と合算されて、所得税として総合課税されます。

雑所得の金額 = その年ごとに受取る円換算年金額<*4> - 必要経費

<*4> 契約通貨が円の場合は、円建ての額となります。



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2021年11月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

15

お支払いに関する手続きにあたっては次の内容をご注意ください。

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり・約款**」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。)

16

この保険に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>) なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

17

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情については下記までご連絡ください。

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター
フリーダイヤル

お問合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

野村證券株式会社(募集代理店)では、複数の保険会社の生命保険商品を取扱っています。
ご要望がございましたら、募集代理店の保険販売資格を持った社員にお問合わせください。

ご検討、お申込みに際しては、この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」の他、
「ご契約のしおり・約款」、専用のパンフレット等を必ずご確認ください。

保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申込みいただけない場合があります。

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

資料請求・お問合わせ

フリーダイヤル 0120-125-104

〒103-0028

東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

ホームページ: <https://www.ms-primary.com>

●ご契約後の照会につきましては

フリーダイヤル 0120-81-8107(ハイ、パートナー)



募集代理店

野村證券株式会社

取扱者(生命保険募集人)